限定承認公告

本籍埼玉県飯能市大字川寺二九番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　丸山　征夫

右被相続人は、平成二十六年一月十二日死亡し、その相続人は平成二十六年七月二十九日さいたま家庭裁判所飯能出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をしてください。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月七日

埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目一二番四号ニチモビル浦和六階栄総合法律事務所

相続財産管理人丸山精一郎

右代理人弁護士　山﨑　祐史

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十六年九月十日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十六年八月七日

東京都千代田区外神田四丁目六番七号

マツヤ・アセットマネジメント株式会社

代表取締役　藤原　敏夫

任意清算公告

当社は、平成二十六年七月十八日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算を致しますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年八月七日

宮城県石巻市渡波字栄田一五八番地の一

渡波小型運送合資会社

代表社員　阿部　二二子

任意清算公告

当社は平成二十六年七月十日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日より一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年八月七日

川崎市川崎区池上新町二丁目四番二号二〇二

合資会社セレモニーサービスシンシア

代表社員　坂本　守

任意清算公告

当社は、平成二十六年七月二十二日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十六年八月七日

福岡県築上郡築上町大字築城一九七〇番地三

白馬興産合資会社

無限責任社員　吉留つね子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四億九千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は平成二十六年三月十二日付官報号外第五十一号九十四頁に掲載されています。

平成二十六年八月七日

東京都千代田区内幸町一丁目一番一号

渋谷桜丘プロパティ特定目的会社

取締役　茂木　亮一

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十億三千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十六年四月九日付官報の号外第八十号六十二頁に掲載されています。

平成二十六年八月七日

東京都千代田区丸の内一丁目八番三号

ホエール目黒特定目的会社

取締役　宇野　重樹

正誤

平成二十六年三月十九日（号外第五十八号）厚生労働省告示第八十七号（複数手術に係る費用の特例を定める件）

（原稿誤り）

四ページ上段表中

「

K560	大動脈瘤（りゅう）切除術（吻合（ふん）又は移植を含む。）

」は、

「

K560	大動脈瘤（りゅう）切除術（吻合（ふん）又は移植を含む。）（上行大動脈（大動脈弁置換術又は弁置換術を伴うものに限る。）並びに上行大動脈基部置換術及び弓部大動脈の同時手術（大動脈弁置換術又は形成術を伴うもの及び人工弁置換術を伴う大動脈基部置換術に限る。）を除く。）

」の、

「

K617	下肢静脈瘤（りゅう）手術
K617—2	大伏在静脈抜去術
K617—3	静脈瘤（りゅう）切除術（下肢以外）
K617—4	下肢静脈瘤（りゅう）血管内焼灼（しゃく）術

」は、

「

K617	下肢静脈瘤（りゅう）手術
K617—2	大伏在静脈抜去術
K617—3	静脈瘤（りゅう）切除術（下肢以外）
K617—4	下肢静脈瘤（りゅう）血管内焼灼（しゃく）術
K617—5	下肢静脈瘤（りゅう）血管内焼灼（しゃく）術（一連につき）

」の誤り。

ページ	段	行	誤	正
同日（同号外）厚生労働省告示第八十八号（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件）（原稿誤り）				
八	上	一九	平成二十七年三月三十一日	平成二十六年九月三十日
同日（同号外）厚生労働省告示第八十九号（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件）（原稿誤り）				
八五	下	表中	「パクリタクセル」	「パクリタキセル」の誤り。
同日（同号外）厚生労働省告示第九十一号（厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、暫定調整係数、機能評価係数Ⅰ及び機能評価係数Ⅱの一部を改正する件）（原稿誤り）				
一九〇	上	終りから九	2　チ	1　チ

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　八月七日付第一七六号四〇ページ●同日付政府調達第一四七号二四ページ●五月十六日付参会第二二号四八ページ●官報郵送料のお知らせ　七月分（月極一部当り）の郵送料二、四二二円

発行所　〒一〇五―八四五五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、六四二円（本体二、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）